

○有害使用済機器の保管等に係る届出が不要な者

① 下表に掲げる許可等を受けている者

ただし、有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理等に係る許可等（金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可を含む。）を受けている者であって、当該許可等に係る事業場で保管等を行う場合に限りです。

※環境省作成の「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）の18ページから20ページの内容も併せて御確認ください。

条 文	内 容
法第7条第1項の許可	一般廃棄物収集運搬業の許可
法第7条第6項の許可	一般廃棄物処分業の許可
法第9条の8第1項の認定	一般廃棄物再生利用の認定
法第9条の9第1項の認定	一般廃棄物広域的処理の認定
法第14条第1項の許可	産業廃棄物収集運搬業の許可
法第14条第6項の許可	産業廃棄物処分業の許可
法第15条の4の2第1項の認定	産業廃棄物再生利用の認定
法第15条の4の3第1項の認定	産業廃棄物広域的処理の認定
規則第2条第1号の委託	一般廃棄物の収集運搬の委託
規則第2条第2号の指定	一般廃棄物の収集運搬の指定
規則第2条第4号の指定	広域収集運搬一般廃棄物の収集運搬の指定
規則第2条の3第1号の委託	一般廃棄物の処分の委託
規則第2条の3第2号の指定	一般廃棄物の処分の指定
規則第2条の3第4号の指定	広域処分一般廃棄物の処分の指定
規則第9条第2号の指定	産業廃棄物の収集運搬の再生輸送業者の指定
規則第9条第4号の指定	広域処分産業廃棄物の収集運搬の指定
規則第10条の3第2号の指定	産業廃棄物の処分の再生活用業者の指定
規則第10条の3第4号の指定	広域処分産業廃棄物の処分の指定
特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定	製造業者等の再商品化の認定 （認定申請に記載された委託先を含む。）
特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	
特定家庭用機器再商品化法第32条第1項の指定	指定法人
特定家庭用機器再商品化法第32条第1項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	指定法人からの委託を受けた者
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定	小型家電リサイクル法認定事業者 （認定を受けた再資源化事業計画に記載された委託先を含む。）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第11条第4項第1号の認定計画に従って行われる場合に限る。）	

- ② 市町村
- ③ 都道府県
- ④ 国
- ⑤ 有害使用済機器の保管の用に供する事業場で、敷地面積が100 m²を超えないものを設置する者
- ⑥ 本業に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

例：機器の修理時に交換後の故障品を回収し、有価取引等で他社へ引き渡すまでの間、一時保管する修理業者
機器の販売を本来業者とし、販売業務に付随して使用済の機器を回収し、有価取引等で他社へ引き渡すまでの間、一時的に保管する小売店など